

1、施設及びサービスに関する内容の掲示とサービス利用者に対する契約内容の書面等による交付について

○利用者への情報提供

- ・ 指導基準 8（1）の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示
- ・ 「提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公表送信により公衆の閲覧に供しなければならないこと」

◎ 玄関や、保護者と児童の受け渡しをする部屋の見やすい場所へ、掲示をするとともに、同内容を「ここ de サーチ」に掲載する必要があります。

◎ 「ここ de サーチ」への入力は港区で行っています。

掲示内容が変更した場合は、区への報告も忘れずに行ってください。

- a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- b 建物、その他の設備の規模及び構造
- c 施設の名称及び所在地
- d 事業を開始した年月日
- e 開所している時間
- f 提供するサービスの内容及当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及び理由
- g 入所定員
- h 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- i 職員に対する研修の受講状況
- j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- k 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- l 緊急時等における対応方法
- m 非常災害対策
- n 虐待の防止のための措置に関する事項
- o 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

- ・ 指導基準 8（2）の事項について、利用者 に書面等による交付

- a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- c 施設の名称及び所在地
- d **施設の管理者の氏名** *管理者の住所の記載は不要になりました。
- e 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

掲 示 例

〇〇〇園

施設の所在地 〒105-8511
港区芝公園〇-〇-〇
事業開始年月日 平成13年12月10日
設置者（氏名又は名称） 港区 花子
管理者（施設長） 芝 太郎

提供する保育サービス

◇ 開所時間

○月曜日～金曜日 〇：〇〇 ～ 〇：〇〇 （延長時間帯～〇：〇〇まで）
○土曜日・祝祭日 〇：〇〇 ～ 〇：〇〇 （延長時間帯～〇：〇〇まで）

◇ 定 員

30名（0歳児5名 1.2歳児10名 3歳児以上（就学前まで）15名）

◇ 保育内容・利用料金

○月極預かり 〇〇〇円 ～ 〇〇〇円
○一時預かり 〇〇〇円 ～ 〇〇〇円
○延長保育料金 〇〇〇円 ～ 〇〇〇円

※ 利用料金はお子さんの年齢等によって異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

※ 上記料金のほか、別途食事代（〇〇〇円）、おむつ代（〇〇〇円）等がかかります。

※ 利用料金については、〇年〇月から〇〇〇〇のため、変更しています。

変更前 〇〇円～〇〇円 → 変更後 ●●円～●●円

※保育内容・利用料金に変更があった場合は、変更の内容及び理由を記入すること。

◇ 保育従事者等の配置

○当保育園は、通常、次のような保育従事者を配置しています。

月曜日～金曜日

〇：〇〇 ～ 〇：〇〇 8名（保育士6名 その他2名）
〇：〇〇 ～ 〇：〇〇（延長時間帯） 4名（保育士3名 その他1名）

土曜日・祝祭日

〇：〇〇 ～ 〇：〇〇 8名（保育士6名 その他2名）
〇：〇〇 ～ 〇：〇〇（延長時間帯） 4名（保育士3名 その他1名）

○その他調理員1名を配置しています。

◇ 職員の研修受講状況

○保育従事者は、以下の研修を受講しています。

- ・〇〇研修（保育士〇名、その他〇名）（別紙のとおり）
- ・〇〇研修（保育士〇名）（別紙のとおり）

職員別の受講状況は別紙等により掲示してください。

※職員の研修受講状況を記入すること。（1日に保育する乳幼児の数が常時5人以下の施設は、設置者の研修受講状況も記入すること。）

◇ 保険の種類、保険事故及び保険金額

○当保育園は、以下の保険に加入しています。

保険の種類 賠償責任保険
保険事故 施設内で事故が起きた際の損害賠償保険
保険金額 最高〇〇〇円

◇ 提携している医療機関

名称 ○○医院
所在地 東京都○○市○○町○-○
提携内容 急な発熱やけがの場合の受診、
定期健康診断（年2回）

提携している医療機関がない場合は「なし」と記載してください。

◇ 緊急時等における対応方法

○関係機関の連絡先

連絡先	電話番号	FAX 番号	備考
○○消防署（119番）	00-0000-0000	00-0000-0000	
○○警察署（110番）	00-0000-0000	00-0000-0000	
○○病院	00-0000-0000	00-0000-0000	

○保護者との連絡方法 緊急連絡先に連絡します。

☆当保育園では緊急時対応マニュアルを定めています。

各施設で行っている対応方法を記入ください。

◇ 非常災害対策

○災害時における関係機関の連絡先

連絡先	電話番号	FAX 番号	備考
○○消防署	00-0000-0000	00-0000-0000	
○○警察署	00-0000-0000	00-0000-0000	
○○警察署	00-0000-0000	00-0000-0000	
○○病院	00-0000-0000	00-0000-0000	

○保護者との連絡方法 緊急連絡先に連絡します。
NTT災害用伝言ダイヤル（171）

○避難訓練等の実施状況 地震、火災等を想定し毎月1回実施しています。
引き渡し訓練を毎年1回実施しています。

○避難場所、避難方法 ○○公園（避難経路は別紙のとおり）

☆当保育園では非常災害時の計画を作成しています。概要は別紙のとおりです。

◇ 虐待の防止のための措置に関する事項

○当保育園は虐待の防止に関する研修を受講しています。（00年00月受講済）

○当保育園は虐待の防止のためのマニュアルを作成しています。

施設の概要

◇ 建物の構造 鉄筋コンクリート造り

◇ 主な設備 ・保育室（○階○室） ○○㎡ ・調理室（○階○室） ○○㎡
・乳児室（○階○室） ○○㎡ ・その他 ○○㎡
総延べ面積 ○○㎡

設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令について 有・無（有無のいずれかに○）

当保育園は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき港区への設置届出を義務付けられた施設です。

【設置届出先】 港区子ども家庭支援部 子ども政策課
（電話） 03-3578-2679

部署名を確認してください。

〇〇〇園 契約書

〇〇〇〇（以下、「保護者」といいます。）と□□□□（以下、「事業者」といいます。）と
は、事業者が保護者の乳幼児〇〇〇〇（以下「乳幼児」といいます。）に対して行う保育について以下のとおり契約を締結します。事業者は、乳幼児に対し、児童福祉法等の趣旨にしたがって、安心して生活できる保育を提供し、保護者は事業者に対しその保育に対する料金を支払います。

設置者の氏名

住所又は名称及び所在地

施設の名称

住所

施設管理者の氏名（施設長）

令和5年度までは「施設の管理者の住所」の記載が義務付けられていましたが、令和6年度から記載の必要がなくなりました。

◇保育内容・料金

利用形態 月極保育

利用期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇年

利用時間 月曜日～金曜日 午前8時～午後5時

料金 入会金 ×××円（初回のみ）

利用料 ひと月×××円

その他 食事代、おむつ代、延長料金派等は別に定める料金表によ

り、

利用に応じて徴収します。

◇加入している保険の種類・保険事故・保険金額

事業者は、保育サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により乳幼児

の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、保護者に対して損害を賠償します。

保険の種類 〇〇〇〇保険

保険事故（内容） 1人当たり 〇〇〇千円

保険金額 1事故たり 〇〇〇千円

◇提携医療機関

事業者は、保育中に乳幼児が急に発熱した場合やけがをした場合は、あらかじめ保護者

が指定した緊急連絡先へ連絡の上、下記医療機関にお連れします。また、保育中に乳幼児が

けがをした場合は、職員が保護者に説明します。

なお、月極契約の乳幼児については、下記医療機関による入所時及び年2回の定期健康

診断を実施します。

【医療機関】△△△病院(電話番号〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

所在地:〒000-0000 東京都〇〇区・市・町・村〇〇1-10-20

◇保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先

事業者は、保育に関する相談・要望・苦情に対し、誠実かつ迅速に対応します。

(担当者氏名) ○○○○(職名:施設長)

(担当者連絡先) 電話 ○○-○○○○-○○○○

(受付時間) 午前○時～午後○時

◇その他

利用に当たっては、別添の「○○○保育園利用規約」記載事項を遵守してください。

保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。この契約に定めのない事項については、児童福祉法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。

契約の締結に当たり、事業者は保護者に対し、契約書及び「○○○保育園利用のしおり」に基づき契約内容の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その
1通を保有するものとします。

令和○年○月○日

保護者<住所>

<氏名>

印

保護者<住所>

<氏名>

印

事業者<所在地>

<事業者名>

<代表者職氏名>

印

当保育園は児童福祉法第35条の許可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、

同法第59条の2に基づき港区への設置届出を義務付けられた施設です。

【設置届先】 港区子ども家庭支援部 子ども政策課

(電話) 03-3578-2679

(参 考)

○契約内容等を記載した書面への「提携する医療機関」の記載方法について

認可外保育施設は、利用者との契約内容等を記載した書面に、提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容を記載しなければなりません。(根拠：児童福祉法第59条の2の4、児童福祉法施行規則第49条の6、昭和57年6月15日付57福児母第144号「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」8(1))

これに関連し、平成26年7月に栃木県宇都宮市の認可外保育施設で乳児が死亡した事故では、保育施設が提携先と示していた医療機関とは全く提携等の事実がなかった、ということが報道されています。

提携する医療機関の記載については、以下のとおりとしているので、確認等をお願いします。

① 提携する医療機関のある場合

当該医療機関名及び提携内容等を記載してください。

※提携先の医療機関とは、書面によりその提携内容を確認しておくことが望ましいです。

② 提携する医療機関のない場合

「なし」と、記載してください。その上で、緊急時の受診先と想定している医療機関を記載する場合は、「緊急時の受診先」と明記してください。この場合も、当該医療機関の了解を得ることが必要です。

【契約等の留意事項】

○保育内容・料金

- ・ 利用時間の曜日や時間の変更に伴い、料金も変更されることが多いため、利用時間及び利用料について、「契約書別紙」に分け、契約の変更を行いやすくする手法をとっても構いません。この場合、契約書中に、『契約時間等は、「契約書別紙」によります。』と記載してください。なお、「契約書別紙」も契約書の一部であるため、別紙のなかに定められている事項が守られない場合は、契約不履行となりますので留意してください。
- ・ 保育料に含まれるサービス内容が分かるように明記してください。また、料金単位(月、日、時間)や消費税の取り扱いについて明確にしてください。
- ・ 月極保育のほか、随時に利用するサービスについても契約書に盛り込んでください。この場合、サービスの内容と利用料、清算方法も明記してください。

○秘密保持・保育の記録

- ・ 幼稚園の場合は指導に関する記録を5年、学籍に関する記録を20年、卒園後保存することとされていますので、参考にしてください。(学校教育法施行規則第15条第2項)また、廃棄に当たっては、プライバシーを保護するため、裁断処理を行うなどの方法を取ってください。

○契約の解除

- ・ 事業者の一方的な理由により契約を解除することがないように、一定の要件を明記してください。事業者の事情により解除の申し出を行う場合には、保護者の理解が得られるよう理由を文書と併せて説明することや、転所先を探すのに十分な予告期間を設けてください。

- ・ 「社会通念を逸脱する行為」は、「重大な背信行為」より広範な考え方です。乳幼児保護者及びその家族の人権を尊重しない態度や、保護の視点に欠ける行為などが広く含まれます。

○退所時の協力

- ・ 止むを得ない事情で事業を休止しても、利用者にとっては引き続き保育が必要となりますので、区市町村の空き情報を活用するなどして、転所先の確保に努めるようにしてください。
- ・ 保護者が2人いる場合は、保護者欄に2人とも記名、押印することが望ましいです。
- ・ 事業者欄には、代表者又は法的にその委任を受けた者が、記名、押印してください。契約代理権限を与えられている場合のみ、施設長（園長）は事業者側の契約の当事者になれます。

○印紙税について

- ・ 本契約書（別紙契約書を含む。）は、印紙税法上の課税文書には該当しません。
- ・ この契約書の内容は、乳幼児及び保護者が適切なサービスの提供を受けるために記載されるものであり、「当事者の一方が仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対して報償を支払う」という性格のものではないものと認められるので、民法上の「請負」には該当しません。また、その他のいずれの課税文書にも該当しません。なお、自主事業の記載のあるものは、自主事業の内容によっては、「請負」に当たり、課税文書となる場合がありますので注意してください。また、領収証は課税文書になります（記載金額が3万円未満のものは非課税文書）。詳しくは、税務署までお問合わせください。